参照条文排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案

目次

○海洋水産資源開発促進法(昭和○有衛隊法(昭和二十九年法律第○河川法(昭和三十九年法律第百○漁港漁場整備法(昭和二十五年○海岸法(昭和三十一年法律第百○海洋法(昭和二十五年法律第百	排他的
水隊資法法漁法	菂
文 /十 //中 +中	, J
生 体 の へ の へ 次 の と の の 取 の の の の の の の の の の の の の の の	経済
源昭護和和備和	水水
開和法三三法二	域
発 _ (十十(十) 促 + 昭 九 – 昭 五	<u>ク</u> バ
進九和年年和年	大
法年二法法二法	陸棚
(伽 に
和第年百百年二	関
昭和四十六年 第百六十五号) 第百六十五号) 第百六十五号) (地) 第二百十八号)	する
六十第七一第八	法
年五三号(百号	律
法号白 砂二	並
第(三抄・七抄)	成
- 八号) (抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	八
年法律第六十号) (対号) (抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	午 法
19 19	1 1 -
· () · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第七
	- 十
	应
	号)
	$\overline{}$
• • • • • •	抄
	•
	•
	•
	•
	•
	•
• • • • • •	•
	•
	•
• • • • • •	•
	•
	•
	•
	•
	•
7 6 5 5 3 2 1	•
7 6 5 5 3 2 1	•
7 6 5 5 3 2 1	1

他 的 経済水域及び 大陸棚 に関 ける法 律 伞 成 八 年 法 律 第七 + 应

法 条約 五

中とのの年 代い、二三排岸が経わ線我百十他国国済 代わる線があるときは、その線)とする。)までの海域(領海を除く。い線をいう。以下同じ。)を超えているときは、その超えている部分に、我が国の海岸と向かい合っている外国の海岸に係るその外国の領海の二百海里である線(その線が我が国の基線から測定して中間線(いずれ三十号)第二条第一項に規定する基線をいう。以下同じ。)から、いず担他的経済水域(以下単に「排他的経済水域」という。)は、我が国の岸国の主権的権利その他の権利を行使する水域として、排他的経済水域が国が海洋法に関する国際連合条約(以下「国連海洋法条約」という。経済水域) の間で合意したい点からの距離も近い点からの距離

岸 玉 \mathcal{O} 主 権 的 権 利 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 権 利を行 使 する大陸 棚 以 下 単に 「大陸 棚 1

分に限る。)の外側に接する海域であって、国連海洋法二 前号の海域(いずれの点をとっても我が国の基線上のる線があるときは、その線及びこれと接続して引かれるから測定して中間線を超えているときは、その超えていれい国の基線から、いずれの点をとっても我が国の基金で、次に掲げる海域の海底及びその下とする。 (大陸棚) [洋法条約第七十六条に定めるところに従い、政令で定めるもの以上の最も近い点からの距離が二百海里である線によってその限界がれる政令で定める線)とする。)までの海域(領海を除く。)ている部分については、中間線(我が国と外国との間で合意した中間の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線(その線が我工の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線(その線が我工 間が 線国 にの 代基 わ線

画 る部

0 湾 法 昭 和二 十五 年法 律第二百十八号)

第二条 う。 この 法 律で 「港湾管理 者 とは、 第 節 \mathcal{O} 規定 により設立され た港務局又は第三十三条の規定による地 方公共団体

2

3 9 可 が の 略 (略) (略) (略) (略) う。域 とは、 第四 1条第四

項

(第

九条第二項及び第三十三条第二項におい

て準用する場合を含む。

0)

規定によ

4

内において、 第三十七条 港 (港湾区域内 て、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域で域内の工事等の許可) で 港湾管理者の許可を受けなけるのので港湾管理者が指定する! れ区 ば域 ならない い。浩 但湾し、接 接 公地 有域 水 面 盟埋立法()

で正 前水港港な十 (各域湾湾い年略号施区区。法 律 五. + 七 号) 第二 第 項 0 規 定に よる免 許 を受け た者 が 免 許 に 係 る水 域 に 0 1 てこれ 5 0 行 為 を とする る場 合 は \mathcal{O} 限

内内 は政 にる \mathcal{O} 区 域 を含 下 同 ľ 又は 公 共 空 地 \mathcal{O}

に設域域 げ外のの る郭水水 も施域域 の設、は政 を は公共空間 係留施門 の大学で定え 港設地め 湾 の運おそ 開発、利用と対しての上空及が 用きのび又よ採水 は又取底 保は 全排 に水 に著しくなか 支建 障設 を又 で与えるおそれの人は改良(第一日 の号 あの る占 政用 令を で定める るの

6

域

に建水五 与そめ えのて港の る他公湾定 お水告区の そ域し域な てれのある政公の一部を占出し、大場合におい場合においまった。 しょう はいま (の) おいま (の) はいま (の) はい る有のい 行水水で 為面域予 をの(定す よ立発る 者合の先 はを区水、除域面 当くをとなる。除す)、 、 。 地 都 渞 府土)域 県砂にを 知をお区事採い域 を又域都 受けない機能道府県は け他外を れの郭管ば港施轄 な湾設する な利し都 い用く道。若は府 し係県 く留知 は施事 保設が 全を

3 2 七 第 項 か 5 第 項 ま で \mathcal{O} 規 定 は 第 項 0) 場 合 準 用 す る。

漁 港 漁 場 整 昭 和二十 五 年 法 律 第 百三十七号)

び六 \mathcal{O} 区 域 が 0 市 町 村 \mathcal{O} 区 域 É 限 5 れるも \mathcal{O} は、 市 町 村 長 が 関 係 地 方 公共 団 体 \mathcal{O} 意見 を 聴 11 て、 名 称 及

2 11を第議そ聴第区条 定三会のい一域 め種の区て種を第て漁議域、漁定一 指港をが名港め種 は地県め域 方のてが 農公区指二 林共域定以 水団にす上 が 一 が で に わたる第一 で の 市町村の \mathcal{O} 区 域 É わ たるも \mathcal{O} 及 び 第二 種 漁 港 は 都 道 府 県 知 事 が 関 係 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 意

3 を一 水聴種 産い漁 屋政策審議を入びに 議称第 会及二のび種 議区漁 を域港は、 定 かめ前 て指すの指すの 関定規 係す定 地るになっ カ か わ 5 ず、 林 水 産 大 臣 が 水 産 政 策

(域 方 公 共 寸 体 0 意 見 を 聴 11 て、 称及 区

略て

保

管場砂 8 理合の十漁 規を採九港 程除取条の 略にく、 土漁全)地港 つてする行為又は農をしようとする考地の掘削若しくは成港の区域内の水域又 農者盛又 林は土は水水、分 公 水 產漁汚共 定者流お めの若い る許して、 軽可く 易をは工 る受汚作 で受汚物物 為なのの にけ放建 つれ棄設 いば又若 ては、なが、 な面は こい。 という とし とし と \mathcal{O} 限たく(でし土面な、地又 い特のは 。定一土 漁部地 港のの 漁占用用 整(を 事有 う 業水も 計面の 画のを 若埋除 <u>\f</u> こくは漁業 港る土

0)海岸法 昭 和三十一 年 法 律 第 百 号

の管理を行うべき者をいう。
いついて第五条第一項から第四項まで及び第三十七年において「海岸管理者」とは、第三条の規定により指定は城のうち第三条の規定により指定される海岸保全区域以理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公会海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定め管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務律において、「公共海岸」とは、国又は地方公共団体が所 第一項並びに第三十七 一項並びに第三十七 一項をいう。 一般 での水面をいる により指定し、公示 により指定し、公示 での水面をいる により指定し、公示 園をいい、「一郎公示した土地に、地方公共団は と、地方公共団は 般に体土公限が地 女共海岸 () が 有他 ~ すの ト区域」、 及びこれ る公共 公体供よ

-七条の三第一般公共海岸区 一区域 ののの第三ののののでは、 「項までの規字「海岸保全区は 定域

区」という。)については、指定することができない。 「保安林」という。)若しくは同法第四の規定による保安林(同法第二十五条の二第一項後段又は第二項の規定された土地又は森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川の昭和要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区第三条 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸(海岸保全区域の指定) 区除のり昭行 第 二九川の海 第四十一条の規字 二項後段において 川の河川区域、 川の河川区域、 の区域を海岸保全 の区域を 海岸の 院定による保安施設地区(以下次項において「保安施設は、て準用する同法第二十五条第二項の規定による保安林な条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二十砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定に、全区域として指定することができる。ただし、河川法はため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理に 地を項よへを

水一第道 兀 す保のが十府い る全区に、 ての協議 **2府県知事に、漁港区域については漁港管理者に協議しないとして指定しようとするときは、港湾区域又は港湾隣接いより市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した水域(以下「公告水域」という。)又は漁港漁場整備が一項に規定する港湾隣接地域(以下「港湾隣接地域」といれ、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一議)** なければならない。接地域については港湾した漁港の区域(以下傭法(昭和二十五年法という。)若しくは同第三項に規定する港湾 湾下法同湾 湾管理者に、公告水域については公告下「漁港区域」という。)の全部又は法律第百三十七号)第六条第一項から同法第五十六条第一項の規定により都同法第五十六条第一項の規定により都

岸

第条海 九 条及びに 第理域 第十二条において「他の歯埋者以外の者が海岸保全区域の占用) 施区 ^旭設等」という。 ^凶域(公共海岸の 。)を設けて当の土地に限る。 該 海内岸に 保全区は て、 |域を占置 [用しようとするとき]保全施設以外の施設 主工 一務省 令 令 で 以 定 定次

ところにより、 海岸管 理 者 0 許 可 を受け なけ れ ば なら

2

第 八 一土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。一水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。北ばならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない、条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主(海岸保全区域における行為の制限) ない。 主務省令で定めるところにより、 海岸管理者の 許可を受け

又は改築すること。

1 (略) 項又は第八条第一項の規定による許可を受けることを要しない。 項又は第八条第一項の規定による許可を受けることを要しない。 3十条 港湾法第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者は、(許可の特例) 当該許 可に係る事項については、

2

三 土地の掘削、盛土、切土その他海岸の5 二 水面において施設又は工作物を新設し、一 土石を採取すること。 一 土石を採取すること。 一 一十年の五 一般公共海岸区域内において第三十七条の五 一般公共海岸区域における行為の制限) ならない。ただし、政令で定める行為については、この限りではない。、公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、における行為の制限) 海岸管理者 0

の保い、 、保全に支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定める行為をすること。、、又は改築すること。

第四十条

(略) と と と で は で は で な と で は に は で な と で な で な で な で な で な で で な で な で で な で で な で な で な で な で か で と お り と す る で で か か と お り と す る 。 項 E つ V ては、 国土 交通大臣

「今一(略)「一一(略)「一一(略)「一一)」」

2 兀 4

0 河 ΪĬ 法 昭 和三 十 九 年法 律第百六十七号)

川及び Ш 法河 い施

2 第 () () () 律にお でで「河流設) 川」とは、 級 泂 Ш 及び二 級 泂 Ш を 1 1 これ らの 泂 川に係る 泂 Ш 管理施設を含むものとする。

条河

を いう。

ー 掲 を げ堤河呈河 げ堤河呈河 川 る外川し川こ区 区の管ての域 域土理い流法 体として管理を行う必要があるものと政令で定めるこれに類する土地及び政地(河岸の土地を含み、洪水その他異継続して存する土地及び地形、草木のおいて「河川区域」とは、次の各号において「河川区域」とは、次の各号に 他木号異のに 共常な天然現象の生茂の状況をに掲げる区域な 気象により $-\mathcal{O}$ 時状 的況 にが当河 該川 状の 況流 を水呈が し継 て続いし 、 る 土 存 地を除ったる土 類 の区域の区域 況

のとして河川等の政令で定める 管る 理遊 者が地 指定した区域を含む。第三項 にお 1 て同じ。 \mathcal{O} 区 域 のうち、

Ш

第七人 条河 こ管の理 法者 律に お 1 7 河 Ш 管 理 者 とは、 第九 条 第 項又は第十 -条第一 項 若しくは第二 項 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 河 Ш を管 理 する者を う

0 水産資源保護法 (昭和二十六年法律第三百十三号)

ようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又はま。)に係る部分を除く。)内において、埋立て若しくはしゆんせつの工事又は水路、河川なる港湾区域若しくは同法第五十六条第一項(港湾区域の定めのない港湾)に規定する水域、十八条 保護水面の区域(河川、指定土地又は港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)な(工事の制限等) 農林水量 水産大臣の許可を受けた重若しくは水位の変更を五項において「港湾区域条第三項(港湾区域の京 けなければらない更を来す工事をし区域」と総称するの定義)に規定す

にはが事内 よ港同のに国4 は (略) (では) (では 府者十の第大 (事の職権を行おうとする場合において、当該工法第五十八条第二項(公有水面埋立法との関係、第一項の規定による許可をし、同条第三項(港による許可をし、同条第三項(港湾に掲げる工事をしようとする場合又はこれらの (は港湾管理者 (港湾法第二条第一項 (港湾管理) 関係)の国際の国際では、 がの区の事の お埋の一が湾い立準の同管 いてされるものであるときは、国土立法(大正十年法律第五十七号)の準用)の規定による協議に応じ、若の規定による協議に応じ、若の規定による協議に応じ、都道府県同法第三十七条第一項(港湾区域内管理者をいう。以下同じ。)が港湾

産大 大臣、略臣、 に港 協湾 議管 し理 な者 け又 れは ば都 な道 ら府 が果知事 事 は 政 令 0 定めるところにより、 あ 5 カゝ ľ め 当 該 保 護 水 面 を 管 理 す んる都 道 府 県 知 事 又 は 農林 水

6

0 自 衛 隊 法 (昭和二 干 九 年法律第百六十 五号)

安全す七 内全部る十防 閣の又明六衛 総確保におり、条出動) 臣関の険閣 は、出動の必要がなくなつたときは、直は、出動を命ずることができる。この場合に出動を命ずることができる。この場合にが切迫していると認められるに至つた事に総理大臣は、我が国に対する外部からの語総理大臣は、我が国に対する外部からの はた、自衛隊の撤収を命じなければならない。第九条の定めるところにより、国会の承認を得なおいては、武力攻撃事態等における我が国の平ない。 がいては、我が国を防衛するため必要があるな武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生に ば立る態 び自撃 国衛が 民隊発 のの生

該め項条施 展るのの設開地規二構 開予定地域内において陣地地域(以下「展開予定地域現定により出動を命ぜられ一 防衛大臣は、事態が竪伸築の措置) 地域れ緊 そ 一た迫 の御のための施設(以下「防御施!)があるときは、内閣総理大臣の部隊を展開させることが見込ま。1十六条第一項の規定による防衛! 『設」という。)を構築する措置を命ずることがでこの承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部でれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要が、出動命令が発せられることが予測される場合にお き隊あい

用除

3 2 第 百 十消 五防 条法 $\mathcal{O}\mathcal{O}$ 二適

十す定衛 (略) (略) 二第の隊第の九に等十 一の規定による命令が解除されるまでの間は九条第十一項後段の規定による撤収(以下については、第七十六条第二項若しくは武等が応急措置として新築、増築、改築、移斗七条の規定は、第七十六条第一項の規定 五事繕出 な条等に に なの十二 なの十二 なの十二 T七までにおいておける我が国際様替の工事が関するれ、又は い国をは ての行第単平の七 に和た十一において 撤独法条 収立第の 収」という。)を会立並びに国及び国民界十七条第一項の時界 命民防措 ぜの火置 られ、 安全物で が安全物で 又確でら

〇海洋水産資源開発促進法 (昭和四十六年法律第六十号)

できる。

「できる。

「の規定により都道府県知事が公告した水域(農工を通大臣と協議して指定するものに係るものを除く。)又は同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域(農工を適法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域(同条第二項に規定する地方港湾で農林水産大臣が国第五条 (略)

3 6 略